

大阪市職員を退職した者を対象として人事委員会が実施する選考により採用された者の初任給等の取扱いについて

制 定 令 8 . 3 . 31 総務局長決裁

## 1 対象者

職員の給与に関する条例（昭和 31 年大阪市条例第 29 号）の適用を受ける者で、大阪市職員を退職した者を対象として人事委員会が実施する選考により採用（以下「カムバック採用」という。）された職員

## 2 初任給

カムバック採用された職員の初任給については、職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則（昭和 59 年大阪市規則第 15 号。以下「規則」という。）第 3 条第 2 項に基づき、次のように取り扱う。

### (1) 初任給基準について

本市退職の日の前日に受けていた級及び号給とする。

### (2) 本市退職後の経歴の加算について

カムバック採用された職員のうち、本市退職後の経歴にかかる期間（以下「外部経歴期間」という。）を有する者の初任給は、規則第 4 条第 1 項中「新たに職員となつた者（次項に規定する者を除く。）のうち、初任給の算定の基礎となる学歴、免許等の資格を取得した時（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 6 第 7 項第 1 号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 6 条第 1 項第 1 号若しくは第 18 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された者にあつては、総務局長が定める日）以後本市に勤務していた経歴（総務局長が定めるものに限る。）以外の経歴（次条の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する経歴を除く。以下「外部経歴」という。）に係る期間」を「カムバック採用された者で、本市退職後の経歴に係る期間」と、同項第 1 号、第 2 号及び第 3 号中「前条第 1 項の規定による号給の号数」を「大阪市職員を退職した者を対象として人事委員会が実施する選考により採用された者の初任給等の取扱いについて 2 (1) に規定する号給の号数」とする。

### (3) 本市退職時よりも下位の職務の級に決定される場合の初任給について

本市退職の日の前日に受けていた級及び号給の給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）に、(2) の読み替えにより、本市退職後の外部経歴に基づく加算を反映させた号給の給料月額とする。

### (4) (3) の規定は、本市退職の日の前日に受けていた職務の級から 2 級以上下位の職務

の級に決定される場合の号給について準用する。

### 3 級別資格基準表における在級年数

職員の職務の級を決定する基準等に関する規則（平成 19 年大阪市人事委員会規則第 6 号）第 2 条の必要在級年数について、本市退職前の経験年数を含んだ年数とする。

### 4 カムバック採用後の昇格の場合の号給

カムバック採用後の昇格に際して、次に掲げる号給数とする。

- (1) カムバック採用された職員を上位の職務の級に昇格させた場合におけるその者が当該昇格後に受ける号給は、その者に適用される給料表、その者が当該昇格の日の前日に受けていた号給及び昇格後の職務の級に応じて規則別表第 4 に定める昇格後の号給とする。
- (2) カムバック採用された職員を本市退職時より下位の職務の級から昇格させた場合におけるその者が当該昇格後に受ける号給は、(1)の規定にかかわらず、その者が当該昇格の日の前日に受けていた号給の給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、本市退職時よりも 2 級以上下位の職務の級に決定されてカムバック採用された職員を上位の職務の級に昇格させた場合におけるその者が当該昇格後に受ける号給は、その者の職務の級が本市退職時の職務の級（本市退職前に降格していた場合は降格前の職務の級）に達する昇格までに限り、その者が当該昇格の日の前日に受けていた号給の給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。

### 5 実施時期

令和 8 年 4 月 1 日